

与謝野町学校給食センター整備基本計画

令和4年11月

与謝野町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	既存施設の概要と課題	1
3	課題の整理	4
4	新学校給食センター整備の基本方針	5
5	必要給食数の設定	6
6	施設規模の設定	7
7	建設候補地	9
8	事業手法	13
9	整備に係る概算費用	18
10	給食センターの調理・配送業務等	19
11	まとめ	20
12	事業スケジュール	20

1 はじめに

与謝野町の学校給食施設は、現在5小学校と3中学校（内、橋立中学校は組合立）に給食を提供している給食センターと1小学校（岩滝小学校）が自校給食で運営を行っていますが、給食センターは昭和48年3月竣工で築49年、自校給食調理場は昭和54年3月竣工で築43年がそれぞれ経過しており、建物の老朽化が進んでいます。

また、設備機器等については更新してはいるものの、平成21年改正の学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル等の法令、各種基準の遵守には、施設が古いために十分とはいえない状況となっています。

そこで、これらの状況を踏まえた本町の学校給食の適正なあり方について検討するため、令和元年度に「与謝野町学校給食あり方検討委員会」を立ち上げ、様々な議論を重ねてきました。

その意見を基に教育委員会では、安全で安心して食べられるおいしい給食を提供するため、給食センターを改築することとした「学校給食センター整備基本計画」を策定しました。

2 既存施設の概要と課題

○学校給食センター

	区 分	内 容	備 考
施 設 概 要	建築年月	昭和48年3月	(増築)平成2年10月 (改修)平成14・15年
	R4 現在の築経過年数	49年	(改修後からは20年)
	敷地面積	1,985.4 m ²	
	建築面積	本館 804.01 m ²	付属建物 140.22 m ²
	建物構造	鉄骨平屋建て	
	調理方式	ウェットシステム	ドライ運用
	アレルギー対応	除去食・代替食	鶏卵、魚卵の除去食のみ
	対象学校	小学校 5校 中学校 3校 計 8校	橋立中学校は組合立
	給食数	1,400食/日	

◆ 課 題

1. 耐用年数

鉄骨造の耐用年数は40年（平成28年財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」では38年）です。

現施設は築49年が経過しており耐用年数を超過しています。ただし平成14・15年度に屋根・外壁の改修工事が行われているので一概に超過とは言えませんが老朽化は進んでいます。（令和4年9月に雨漏りが発生し調査の結果、屋根全体の腐食が著しいことが判明している。）

2. 学校給食衛生管理基準（文部科学省）への適合

学校給食における衛生管理に関する基準で、HACCP（※1）の考え方に基づく衛生管理が求められています。

HACCPの対応にはフルドライシステム（※2）にする必要がありますが、現施設はウェットシステムをドライ運用（※3）したものです。

また、汚染作業区域と非汚染作業区域（※4）を二次汚染防止のため明確に区分する必要がありますが、現施設ではできていません。

（※1）HACCP（ハザップ）＝ハザード・アナリシス&クリティカル・コントロール・ポイント

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

（※2）フルドライシステム

調理場の床を乾いた状態で使用し、床からの跳ね水などによる二次汚染を防止することができる給食施設。

（※3）ドライ運用

ウェットシステムは常に調理場が水で濡れた状態で調理することになるため、ドライ仕様の調理器具の使用や作業方法を工夫することにより、できるだけ床が乾いた状態を維持しながら調理を行う方法。

（※4）汚染作業区域、非汚染作業区域

汚染作業区域とは、泥やほこりなどの異物や有害微生物が付着している食品を扱う

場所で、検収室や下処理室、洗浄室などをいう。

非汚染作業区域とは、調理場、配膳室、洗浄後の食品などを保管しておくスペースのことをいう。

よって、二次汚染防止等のため明確な区画・区分を行う必要がある。

3. 食物アレルギーへの対応

文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った対応が求められていますが、現施設は鶏卵、魚卵の除去食のみの対応であり十分とは言えません。

○岩滝小学校（自校給食調理場）

	区 分	内 容	備 考
施 設 概 要	建築年月	昭和 54 年 3 月	
	R4 現在の築経過年数	43 年	
	敷地面積	—	
	建築面積	調理場 150 m ²	ランチルーム 351 m ²
	建物構造	鉄骨平屋建て	
	調理方式	ウェットシステム	ドライ運用
	アレルギー対応	除去食・代替食	
	対象学校	岩滝小学校	
	給食数	300 食/日	

◆ 課 題

1. 耐用年数

現施設は築 43 年が経過し耐用年数を超過しており老朽化が進んでいます。

2. 学校給食衛生管理基準（文部科学省）への適合

学校給食における衛生管理に関する基準で、HACCPの考え方に基づく衛生管理が求められていますが、現給食センター同様十分ではありません。

3. 自校給食調理場の存続

町内の自校給食調理場は岩滝小学校のみであり、老朽化が進む中、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

3 課題の整理

・学校給食センター

耐用年数を超過し老朽化が進んでいること、平成21年に改正された学校給食衛生管理基準等に適合していないことなどから、改築若しくは長寿命化改修を行う必要があります。

ただし、給食の供給を止めることはできないので課題解決型の長寿命化改修は困難です。よって、別の敷地を選定し、新しい給食センターを建設することとします。

・自校給食調理場（岩滝小学校）

耐用年数を超過し老朽化が進んでいること、学校給食衛生管理基準等に適合していないことなどから、改築若しくは長寿命化改修を行う必要がありますが、給食の供給を止めることはできないので課題解決型の長寿命化改修は困難です。

そこで今後のあり方について、令和2年2月に岩滝小学校の保護者に意見を聞くべくアンケートを実施しました。

結果、対象家庭数193戸に対し、回答は白紙1戸を含む160家庭で回収率は83%でした。

その内訳は、センター給食移行に賛成12%、どちらかと言えば賛成8%、やむを得ない42%、どちらかと言えば反対20%、反対18%で、容認される方が全体の62%でした。

反対意見として最も多くを占めたのは、おいしさ、安全性、食物アレルギー対応などに対する不安で、それも現在の給食センターとの比較によるものでした。

よって、これらの不安を解消すべく進めることを前提に、岩滝小学校の自校給食調理場は廃止し、新給食センターに移行することとします。

※ 参 考

給食センターを改築するのではなく、宮津市センター方式給食（ハーベスト(株)宮津工場）へ委託するという考え方もありますが、同工場の最大調理能力は1,300食であり、与謝野町分を加えて対応することは困難と回答されています。

4 新学校給食センター整備の基本方針

(1) 安全・安心な給食の供給

- ・「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合したHACCP対応のフルドライシステムの導入及び汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分等を行い衛生管理の徹底を図ります。

(2) 栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供

- ・より豊かでおいしい給食を安定的に提供するため、栄養バランスに配慮した献立を作成します。
- ・揚げ物、焼き物のほか蒸し物など多様な調理方法に対応できる調理機器の設備や作業の効率化のための設備を充実します。

(3) 食育の推進

- ・学校給食を活用した食育への取り組みを推進するため、施設や調理場の見学、食の研修等に対応できる見学スペースや会議室、栄養指導室等を整備します。
- ・食材を通じた生産者との交流、旬と食文化の理解、地域の活性化など様々な目的に対して、生産者・地域・保護者・学校・行政が幅広く連携を取りながら地産地消に取り組みます。

(4) 食物アレルギーへの対応

- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とします。
- ・教職員、保護者との連携により、生徒の心身状況を的確に把握するとともに、喫食まで一体となったきめ細やかな対応を行います。
- ・調理場における施設整備の充実、十分な人員体制づくりに努めます。

(5) 環境への配慮

- ・学校給食施設は公共施設であることから、地球環境に配慮し、厨房機器や照明設備等の省エネルギー化を図るとともに廃棄物の減量と再資源化への取り組み等SDGsを意識した環境負荷の低減に配慮します。

(6) 経済性・効率性に配慮した整備・運営

- ・施設の整備・運営については、経済性・効率性に配慮し、可能な限り施設整備費や維持管理費等の運営費の縮減を図ります。

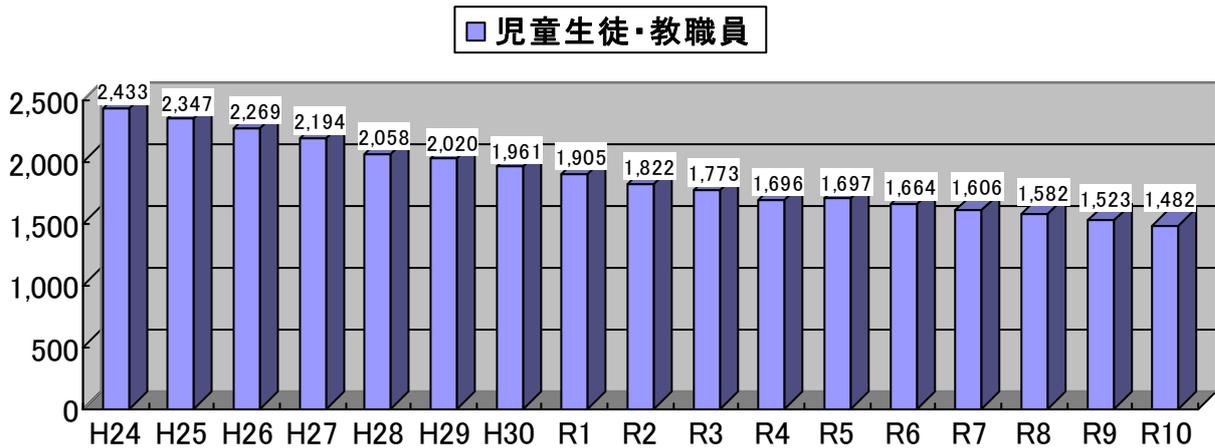
5 必要給食数の設定

児童・生徒数の過去10年間の推移と将来推計

年度 学校名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
加悦小学校	201	186	178	176	178	154	148	136	260	256	246	245	235	219	212	190	178
与謝小学校	93	93	90	82	77	75	73	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桑飼小学校	108	90	83	74	70	59	57	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩滝小学校	306	284	293	298	292	293	282	269	253	244	238	233	227	224	222	209	180
石川小学校	110	106	115	110	116	108	106	98	91	94	94	96	101	93	93	90	83
三河内小学校	126	115	108	97	97	93	90	85	89	91	82	85	81	77	69	69	67
岩屋小学校	48	44	42	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場小学校	189	168	171	158	185	169	153	147	147	148	146	145	153	148	142	127	121
山田小学校	109	101	90	96	99	99	102	99	94	90	77	72	64	62	61	57	62
加悦中学校	218	237	212	209	184	190	174	174	149	141	133	134	126	121	121	126	124
江陽中学校	366	371	353	322	271	271	263	260	244	224	216	205	205	208	204	195	190
橋立中学校	311	306	267	257	243	261	261	262	257	241	226	222	212	194	198	200	217
計	2,185	2,101	2,002	1,918	1,812	1,772	1,709	1,653	1,584	1,529	1,458	1,437	1,404	1,346	1,322	1,263	1,222
教職員	248	246	267	276	246	248	252	252	238	244	238	260	260	260	260	260	260
合計	2,433	2,347	2,269	2,194	2,058	2,020	1,961	1,905	1,822	1,773	1,696	1,697	1,664	1,606	1,582	1,523	1,482

※教職員等の人数について、教員数は必ずしも児童生徒数に比例していないのと

検食や見学者による試食なども見込み、将来予測は260人で固定とした。



※児童生徒数の将来推計プラス教職員数から1,600食とします。

6 施設規模の設定

近年、給食センターの計画における施設面積は増加傾向にあります。

その理由のひとつに交差汚染防止のため、作業区域を細かく設定する必要性が生じ専用諸室が増えることがあります。

また、平成17年に食育基本法が施行され、給食施設も教育施設の一環であるという観点から見学の受け入れや各種講習の開催場所としての機能が付加されたため、見学や研修のためのスペースが加算されます。

さらに、不特定多数の人が訪れる施設として、衛生管理の観点から外来者と調理員の動線分離やバリアフリー化等により共用部の面積加算が必要となります。

◎施設のレイアウト

【敷地内のゾーニングにおける配慮事項】

- ・敷地内道路は建物の保全、メンテナンスのために建物の外周を車両が通行できるように計画する。
- ・配送車両が円滑に建物に接車でき、通行できるよう十分なトラックヤードを確保する。
- ・調理員・職員、来客用駐車場を確保する。
- ・事務室から納入業者や来客等の敷地内への入場が分かるようにする。

【施設内のゾーニングにおける配慮事項】

- ・調理場はフルドライシステムにする。

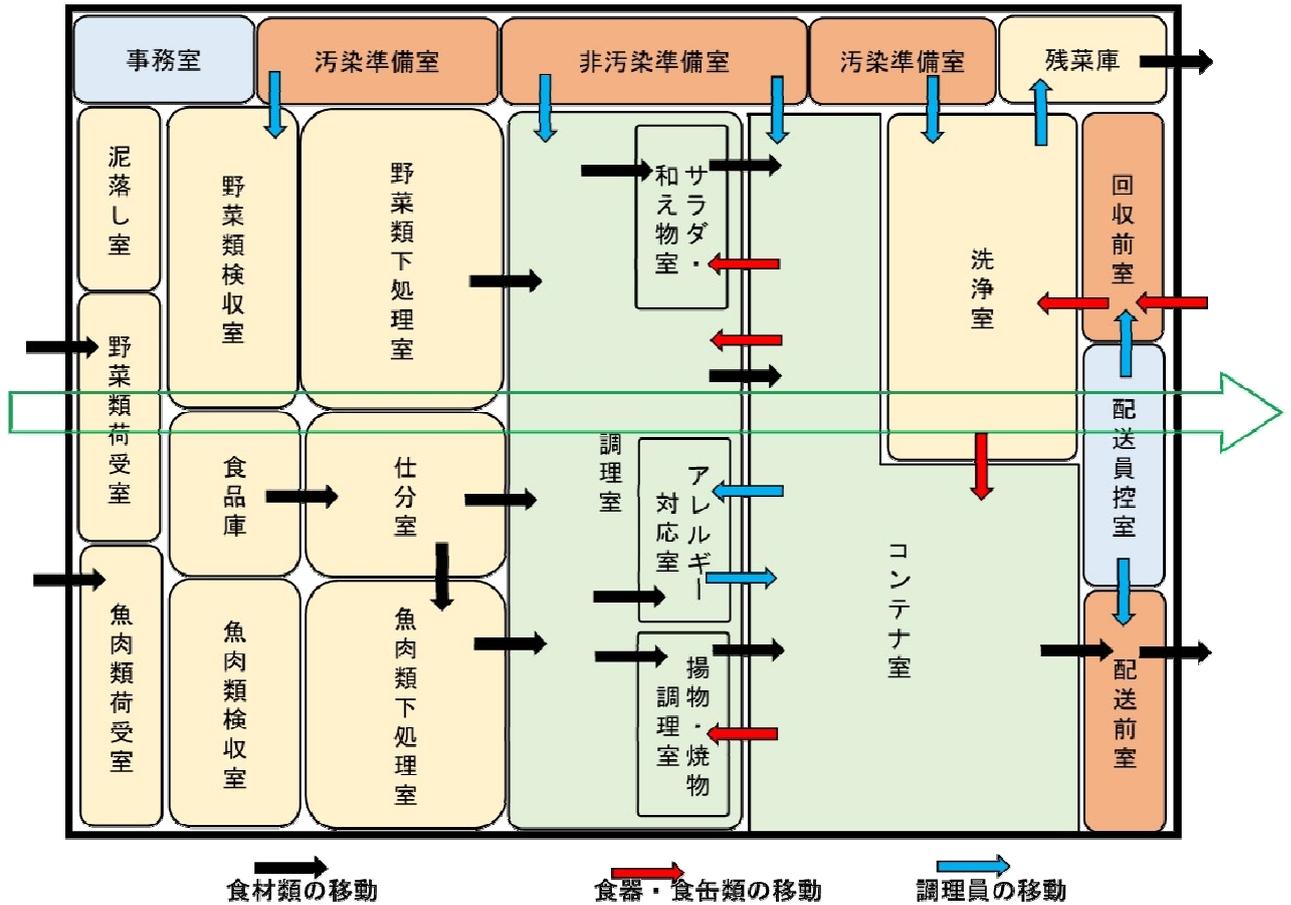
- ・調理作業区域とその他を明確に区分する。
- ・食材の搬入から調理・配送までの食材・食器・調理員の流れに基づき、諸室の動線が一方通行となるようにレイアウトする。
- ・調理作業区域内は、汚染・非汚染作業区域を明確に区分する。
- ・各区域はそれぞれ壁で区画し、床面及び壁面などで色分けをする。
- ・サラダ・和え物室など微生物等による汚染を避ける必要のある作業区域は、魚肉類下処理室や高温となる作業区域から極力隔離する。
- ・トイレは、汚染及び非汚染作業区域の食材・食器等を扱う作業区域から3 m以上隔離する。
- ・調理員と、来客及び見学者のエリアは明確に区分する。

○必要諸室と用途

学校給食施設は、学校給食衛生管理基準に基づいた下表のような衛生度区分に分類でき、それぞれ必要な諸室が配置されます。

衛生度区分		主な用途	主な室名	
学校給食施設	調理場	汚染作業区域	検収 食品の未処理のものを扱う区域で、根菜野菜類などの洗浄・下処理・魚肉類の下処理 食器及び食缶等の洗浄	荷受室、泥落とし室、検収室、食品庫、下処理室、仕分室、洗浄室、器具洗浄室、油庫、残菜庫
		非汚染作業区域	調理及び調理後の食品の盛り付けや配食 洗浄後の食器及び食缶等の消毒	調理室、揚物・焼物調理室、サラダ・和え物室、アレルギー対応室、コンテナ室、器具洗浄室
	その他(準備室等)	調理員が各作業区域へ入室するための更衣、手洗い、消毒等	前室、準備室	
	その他(調理関連)	調理員の更衣、休憩、会議等	調理員トイレ、給湯室、更衣室、休憩室、洗濯室、乾燥室、倉庫	
	その他(管理関連)	職員の事務	玄関、会議室、事務室	
付帯設備		全エリアで共有する機械等を設置(床面積に導入する外部空間)	ボイラー室、設備機械室、プラットホーム	
		各種建築設備機器設置 調理作業区域からの排水処理や廃棄物の保管 職員や外来者、配送車両の駐車	駐車場、ゴミ置き場、排水処理施設、受水槽等	

○施設の一方通行レイアウトイメージ



※ 建築面積（延べ床面積）、敷地面積

これまでの説明では、延べ床面積を1,750㎡、敷地面積を延べ床面積の2.5倍の4,375㎡としていたが、先行事例を参考に、建築面積1,400㎡（延床面積1,600㎡）、敷地面積4,000㎡を目標値とします。

7 建設候補地

与謝野町公共施設等総合管理計画において、新施設の建設には新しく土地を取得することは避け、既存の町有地を活用することとされており、新給食センター建設についても新しく土地を取得しなければならないような要素はないため、既存の町有地を活用することとします。

・当初候補地：旧野田川庁舎

平成30年度の計画では、旧野田川庁舎を候補地としていた。

これは、現給食センターに近く町の中ほどに位置することから、給食の配送が効率的に行えること、旧野田川庁舎は老朽化が著しく危険建物とされているため、早急に解体する必要があったことなどから選定したものであった。

しかし、当時の地元から地域の中心地でもあり、そのような場所に給食センターはふさわしくないと意見されている。

加えて将来的に、町道岩屋川線をわーくぱるに向け延伸することになった場合のルートに当たることから敷地が狭くなることなども考慮して断念した経過がある。

・候補地 1：旧岩屋小学校

上記断念後、岩屋区から旧岩屋小学校での打診を受けている。

旧岩屋小学校は、町の活用計画がなく、区では地域活用として民間企業の誘致にも努力されたがかなわなかった。

区からは、町長、教育長宛てに給食センターの有無に関わらず、旧校舎が後世代の負担となることのないよう取り壊しの要望書が出されている。

・候補地 2：旧与謝小学校グラウンド

岩屋区から打診を受けた際に、旧与謝小学校区の3区長（与謝、滝、金屋）に与謝小学校での給食センター建設について意見を聞いている。

当時、与謝小学校は地域活用の希望が強くセンター建設には否定的だった。

ただし、グラウンドまで話は及んでいない。

その後、建設財源について、与謝なら辺地債が受けられ有利であるとの指摘があり、新たにグラウンドも候補地としている。

・候補地 3：旧与謝小学校校舎

現時点では校舎跡地にセンター建設の話はないが候補地として検討する。

よって、候補地 1：旧岩屋小学校、候補地 2：旧与謝小学校グラウンド、候補地 3：旧与謝小学校校舎について考察します。

なお、「与謝野町学校給食あり方検討委員会」では、候補地への意見はあったものの強いこだわりはありませんでした。

新学校給食センター候補地比較

項目	候補地 1		候補地 2		候補地 3	
	岩屋小学校跡地 与謝野町字岩屋	与謝野町字岩屋	与謝野町字グラウンド	与謝野町字滝	与謝野町字滝	与謝野町字滝
用途地域 (都市計画)	指定なし	◎ 指定なし	◎ 指定なし	◎ 指定なし	◎ 指定なし	◎ 指定なし
敷地面積	15,187㎡	◎ 6,882㎡	◎ 6,882㎡	◎ 5,504㎡	◎ 5,504㎡	◎ 5,504㎡
土地の所有	町有地	◎ 町有地	◎ 町有地	◎ 町有地	◎ 町有地	◎ 町有地
土地の形状等	グラウンドは更地であるが地域防災計画で災害時の避難地に指定されている。グラウンド機能を残す場合は校舎の撤去が必要。	◎	○ 更地であるが地域防災計画で災害時の避難地に指定されている。現地は細長く給食センターを建設すると多用途には使えない。	○	○ 現地は段差があり校舎部分だけでは狭い。(体育館は基礎柱により嵩上げ)校舎、体育館等の撤去及び地上上げが必要。	△
防災関係 (ハザードマップ)	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)。堤台砂防堰堤の建設によりレッドゾーンは無くなった。	○	山側に土砂災害特別警戒区域(レッド)及び土砂災害警戒区域(イエロー)ゾーンを避けるために町道側へ寄せる必要がある。	○	無	◎
接道	町道岩屋登枝線(幅員3.5~4.4m)	○	町道加悦黒見山線(幅員6.9m)	◎	町道加悦黒見山線(幅員6.9m)	◎
インフラ (上水道=メーター)	φ75mm	◎	町道加悦黒見山線から新規	○	φ40mm	○
インフラ (下水道=公共マス)	有	◎	町道加悦黒見山線から新規	○	有	◎
インフラ (ガス)	プロパンガス	◎	プロパンガス	◎	プロパンガス	◎
配達時間 (荷卸しまで)	最長50分	◎	最長66分	◎	最長66分	◎
周辺環境	丘の上に位置するため臭気・騒音等の影響は少ない。	◎	丘の上に位置するため臭気・騒音等の影響は少ないが、近隣に湧水を使う酒造所があり過去のグラウンド拡張工事時に湧水が濁って問題になったことがある。	○	丘の上に位置するため臭気・騒音等の影響は少ない。	◎

良 ◎ 8
可 ○ 3
不可 △ 0

◎ 6
○ 5
△ 0

◎ 8
○ 2
△ 1

※ 考 察

前表により、三つの候補地を比較した結果、候補地 1：旧岩屋小学校が最上位となりましたが、さほど大きな差はありませんでした。

ただし、候補地 3：旧与謝小学校校舎については、土地の形状欄に記載のとおり敷地が狭いため除外することとします。

したがって、候補地 1：旧岩屋小学校と候補地 2：旧与謝小学校グラウンドのどちらかということになりますが、旧岩屋小学校グラウンドは地域防災計画で避難地に指定されており、岩屋区からもグラウンドは残すよう要望されています。

一方の旧与謝小学校グラウンドについても避難地に指定されています。

この避難地の位置付けについて防災安全課に確認すると、双方ともに大規模災害時の廃棄物仮置場又は仮設住宅建設候補地としており、代替地もないことから避けるよう言われています。

次に、旧岩屋小学校校舎ですが、地域を含めたこれまでの活用の模索では案もなく、岩屋区からは給食センター他活用の見込みがないなら速やかに解体するよう要望書が提出されています。

また、旧与謝小学校グラウンドは近隣に湧水を使う酒造所があり、過去のグラウンド拡張工事時に湧水が濁って問題になったことがあることから基礎工事等の影響が懸念されます。

以上のことから、教育委員会としては、不要なものを漫然と放置するのではなくスクラップ&ビルドの考えに立ち、旧岩屋小学校校舎を解体したのち給食センターを建設し、新たな用途とすることが妥当と考えます。

8 事業手法

● 公設公営方式（従来方式）

施設の計画・調査・設計から財源確保、施設の整備、維持管理・運営までを公共が主体で行う。

町が設計、建設、備品等について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者に個別に発注等を行う。

● P F I 的手法（D B O方式）

行政が資金調達を行い、民間事業者が設計・建設、維持管理、運営を行うが、施設は行政が保有する。

民間力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業で活用されている。

従来、S P C（特別目的会社）を設立していたが、最近では設立しないものが増加している。

行政と長期間の保障を付与した基本協定が締結される。

宮津与謝クリーンセンターが採用している。

● 民設民営方式（民間施設活用）

民間事業者が施設等を整備・所有し、当該事業者が運営（調理・配送業務等）を委託する方式である。

近隣では宮津市の学校給食センターがこの方式で整備されている。

委託する運営費の中に建設費、維持管理費、調理員等人件費の他、事務管理費等が含まれており、基本協定により20年間の保障が付与されている。

● P F I 手法

P F I は、P F I 法に基づいた事業方式であり、交付金を除いた事業当初の資金調達を含め、設計・建設から維持管理・運営すべてを一括して民間事業者が行う方式である。

民間力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業で活用されている。

施設建設後、直ちに所有権を公共に移すB T O方式と施設建設後、一定の事業期間の維持管理を行い、期間終了後に所有権を公共に移すB O T方式がある。

目的達成のために複数の企業で構成されるS P C（特別目的会社）を設立し、行政と長期間の保障を付与した基本協定が締結される。

学校給食センター等の整備、維持管理・運営等に係る事業手法

事業方式		資金調達	設計・建設	維持管理・運営	施設の所有	
					運営中	事業終了後
公設公営方式(従来方式)		公	公	公	公	公
D B O方式 Design-Build-Operate		公	民間	民間	公	公
民設民営方式(民間施設活用)		民間	民間	民間	民間	民間
P F I 手法	B T O方式 Build-Transfer-Operate	民間	民間	民間	公	公
	B O T方式 Build-Operate-Transfer	民間	民間	民間	民間	公

整備手法の概要 (1)

手法	公設公営 (従来方式)	DBO方式	民設民営 (民間施設活用)	PFI方式
事業スキーム				
事業概念	<ul style="list-style-type: none"> 発注者側の意見を計画・設計段階において要望を反映することができる。 起債が可能のため、民間資金の活用によりも金利負担が軽減される。 行政機関での手続きなど慣例的に実現可能なため、事務上の見通しや滞りなどのリスクが少ない。 町内事業者の参加に配慮、公平性を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 起債が可能のため、民間資金の活用によりも金利負担が軽減される。 設計・施工の一括発注を原則としており、コスト削減効果が発揮しやすい。 また、施工期間の短縮が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との業務一括契約を締結することで設計・施工の各会社の意見のフィードバックが可能であり、施設や運営の質の向上やコスト削減効果が期待できる。 PFI方式等と比べ準備期間が大幅に短縮できる。 事業全体の自治体業務量が簡素化となる。 	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業者(SPC)との業務一括契約を締結することで設計・施工・運営の各会社の意見のフィードバックが可能であり、施設や運営の質の向上やコスト削減効果が期待できる。 要求水準書や事業契約にてリスク分担を明確にできる。 金融機関による事業監視が徹底され不測の事態にも迅速な対応が可能である。 事業規模が大きく一括発注による削減効果が大きい事業や民間による資金調達、財政負担の平準化が大きい事業についてメリットが大きいと言われる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 他手法に比べコスト削減効果は期待できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項や性能発注に係る水準書を作成するため選定手続きに時間を要する。 PFI方式のような「法」に基づくプロセスやガイドラインがなく、契約によることから仕様書等の手続き面で不十分な側面を有する。 事業規模が小さい場合は、提案負担が大きいわりに期待できる利益が少ないことから、参加できる企業が限定され競争力が低下する。とともにコストが高止まりすることが懸念される。 維持管理を含めた契約となるために契約後に建物の仕様を変更することが困難であるうえに性能発注であることから工事費の内訳書がない状態で工事契約まで締結するため変更に伴う費用の増減精算が不明確になりやすい。 一般的に10年以上の長期契約となるため企業の存続や安定性の点でリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設に関する国の交付金や起債が活用できない。 事業規模が小さい場合は、提案負担が大きいわりに期待できる利益が少ないことから、参加できる企業が限定され競争力が低下する。とともにコストが高止まりすることが懸念される。 維持管理を含めた契約となるために契約後に建物の仕様を変更することが困難であるうえに性能発注であることから工事費の内訳書がない状態で工事契約まで締結するため変更に伴う費用の増減精算が不明確になりやすい。 一般的に10年以上の長期契約となるため企業の存続や安定性の点でリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項や性能発注に係る水準書を作成するため、法定手続きや導入可能性調査などの時間を要する。(1~2年程度) 事業者の応募がない場合、事業遅滞のリスクが生じる。 一般的に10年以上の長期契約となるため企業の存続や安定性の点でリスクがある。 維持管理を含めた契約となるために契約後に建物の仕様を変更することが困難であるうえに性能発注であることから工事費の内訳書がない状態で工事契約まで締結するため変更に伴う費用の増減精算が不明確になりやすい。 事業規模が小さい場合は、提案負担が大きいわりに期待できる利益が少ないことから、参加できる企業が限定され競争力が低下する。とともにコストが高止まりすることが懸念される。

整備手法の概要（2）

手法	公設公営（従来方式）	DBO方式	民設民営（民間施設活用）	PFI方式
資金調達	公共（起債可）	公共（起債可）	民間	民間
国の交付金	対象	対象	対象外	対象
供用開始	標準期間	選定手続きに一定の時間を要する。（1年程度）	選定手続きに一定の時間を要する。	可能性調査、アドバザリ業務などが必要となり、他の方式よりも長期間となる。（1～2年程度）
事業期間	単年度	15～20年	15～20年	15～20年
財政支出の平準化	起債により平準化が可能	起債により平準化が可能	事業期間で平準化が可能	事業期間で平準化が可能
金利	起債によるため低金利	起債によるため低金利	民間金融機関からの借り入れのため高金利	PFI法に基づくプロジェクトに対する資金調達となるため起債よりは高いが民間よりも安い
コスト削減効果	コスト削減の余地は少ない	設計・施工一括発注方式等でコスト削減が可能	<ul style="list-style-type: none"> 性能発注により民間が設計・施工を行うため建設費のコスト削減が発揮される。 従来方式より安くなる傾向だが現在、起債の金利が非常に安いいためコスト削減効果が発揮されるかは不明瞭。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設から維持管理運営までの包括長期契約や性能発注によりコスト削減が発揮される。 別途アドバザリ費用、モニタリング費用などが必要。 従来方式より安くなる傾向だが現在、起債の金利が非常に安いいためコスト削減効果が発揮されるかは不明瞭。
事務効率	建設は分割発注を原則とするため契約回数が多くなる	包括発注の場合、簡素化が図られるが、仕様検討、リスク整理などの事務負担が増える	仕様検討、リスク整理などのため簡素化が図られる	<ul style="list-style-type: none"> PFI法による段階的な手続き、発注などの事務手続きが必要。 仕様検討、リスク整理などの事務負担が増える。
実現性	従来方式であり実現可能	応募する会社など事前調査が必要	事業者へ事業の可否を確認することが必要	<ul style="list-style-type: none"> SPC設立会社などの可能性調査が必要

※ 考 察

各事業手法の一般的な特徴を整理比較すると、まずPFI手法についてはPFI法に基づいて行われるため、金融機関やSPCによる監視によってリスク管理がされますが、5,000食以上の規模でないとコスト削減等効果が見込めないとされており本町には適さないと考えます。

次にDBO方式については、町が資金を調達するため交付金や起債が受けられることから財政の平準化が図れるとともに、設計建設の一括発注や維持管理運営の包括長期契約によってコスト削減が期待できますが、金融機関やSPCのモニタリング機能が働かず、変更などに伴う費用の精算が不明確になりやすいというえにサービス水準が町の要求水準に達しているか管理がしにくくなります。

また、事業規模が小さいために利益率が低くコストが高止まりする可能性があります。

加えて参入企業の選定手続きに相当の時間を要し、開設時期が遅れることが考えられるため本町には適さないと考えます。

次に、民設民営方式(民間施設活用)については、交付金や起債が活用できないうえに事業規模が小さいために利益率が低くコストが高止まりする可能性やDBO方式同様に財務管理、要求水準の管理や参入企業の選定等に懸念があるため本町には適さないと考えます。

また、運営についてですが、学校給食法で学校給食が教育の一環として位置付けられていることから、単にコスト削減を図ることに注力し民間企業にすべてを委ねるべきではないと考えます。

よって、事業手法は、コスト削減は見込めないものの事業の信頼性及び確実性、開設までの時間などを重視し公設公営方式(従来方式)を進めることとします。

9 整備に係る概算費用

同規模の先行事例を参考にした整備費は次のとおりです。

○公設整備費

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
基本・実施設計費	51,000	測量・地質調査費 旧岩屋小解体撤去設計費(6,000)含む
工事監理費	13,000	旧岩屋小解体撤去工事監理(3,000)含む
建築・設備工事費	1,890,000	旧岩屋小解体撤去工事費(190,000)含む
厨房機器・厨房備品費	440,000	
計	2,394,000	

○財源内訳

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
国庫支出金	110,000	学校施設環境改善交付金(見込額)
起債	2,139,900	旧合併特例債、過疎対策事業債
一般財源	144,100	
計	2,394,000	

○交付金の算定

「学校施設環境改善交付金交付要綱」により算定

項 目		単 位	数 値	備 考		
学 校 給 食 施 設	共同調理場施設(鉄骨造)	基準面積	m ²	884	児童生徒数1,001~2,000人	
		建築単価	円/m ²	317,700	令和4年度 京都府建築単価	
		基準金額	千円	280,847		
	附帯施設	調理設備等	基準金額	千円	19,800	
		廃水処理施設	基準金額	千円	20,000	
	基準金額合計			千円	320,647	
交付金額(補助率1/3)		改築	千円	106,882		
ア レ ル ギ ー 対 策 室	アレルギー対策室(鉄骨造)	基準面積	m ²	14	児童生徒数1,001~2,000人	
		建築単価	円/m ²	317,700	令和4年度 京都府建築単価	
		基準金額	千円	4,448		
	基準金額合計			千円	4,448	
	交付金額(補助率1/2)		新築	千円	2,224	
交付金合計額			千円	109,106		

10 給食センターの調理・配送業務等

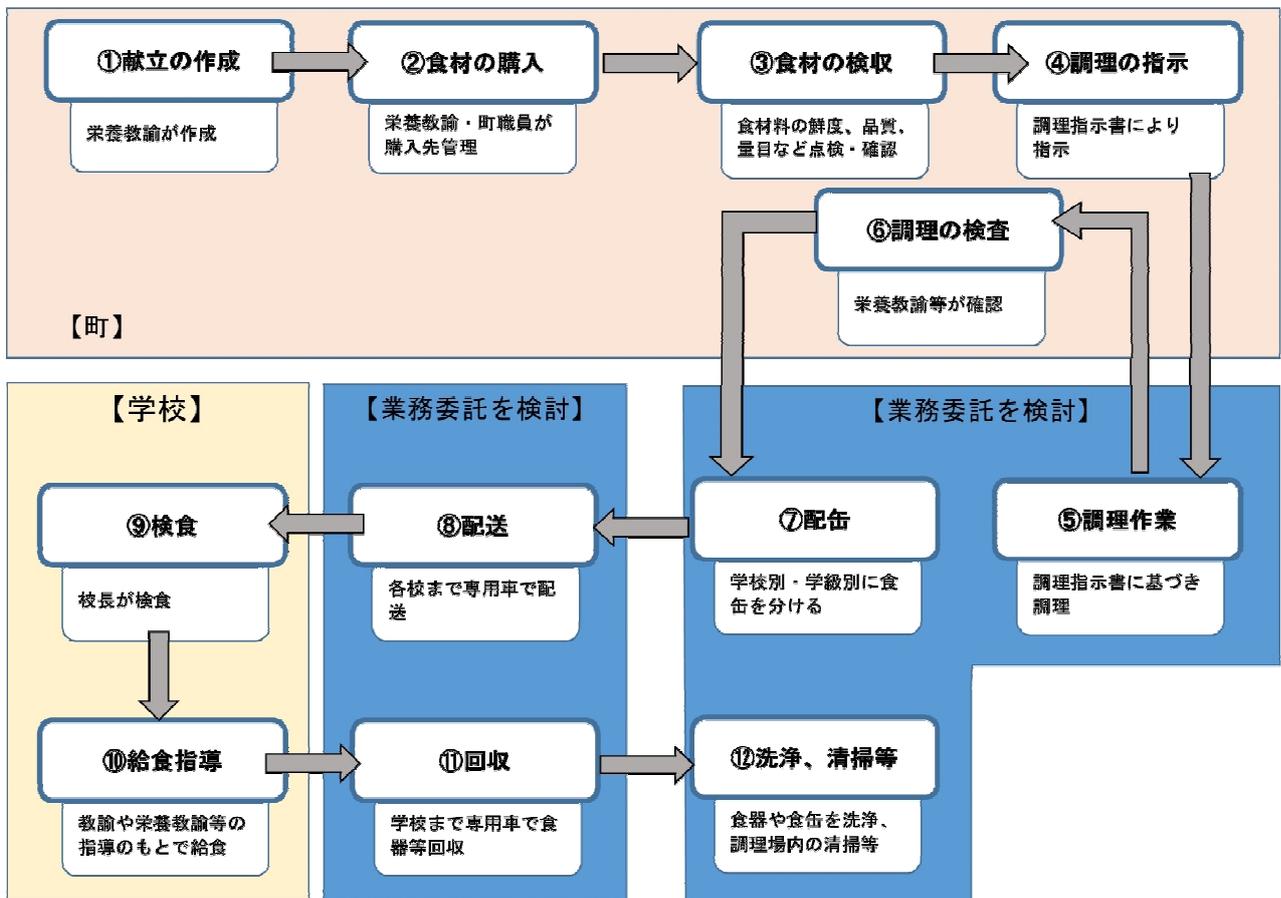
現在、給食センターで従事している職員は、一般職で所長他1名の事務員、栄養教諭（府職）1名、栄養士としてパートの会計年度任用職員1名の他、調理業務については、正規職員5名と会計年度任用職員7名、パートの会計年度任用職員11名で行っています。

その他、清掃員としてパートの清掃員が1名、配送業務については、会計年度任用職員2名で行っています。

また、岩滝小学校の自校給食調理場は、栄養教諭（府職）1名と調理業務については、正規職員1名、会計年度任用職員3名とパートの会計年度任用職員3名で行っています。

新学校給食センターの業務については、当面、現在の職員体制で行うこととしますが、調理業務と配送業務については、教育の一環としての学校給食の意義や内容を損なわずにより安定的な調理員の確保や人事管理業務の軽減など、効果的・効率的な業務運営が行えるよう、徐々に民間委託を進めていくこととします。

○民間委託イメージ



1 1 まとめ

§ 安全で安心して食べられるおいしい給食を提供するために

- ・ 学校給食衛生管理基準・大量調理施設衛生管理マニュアル等に適合した給食センターを新設します。
- ・ 岩滝小学校の自校給食は廃止し、センター方式に移行します。

施設規模	最大調理能力	1,600食/日
	建築面積	1,400㎡
	延床面積	1,600㎡
	敷地面積	4,000㎡
建設予定地	旧岩屋小学校	
整備手法	公設(町整備)	
運営方法	直営・一部業務委託(調理・配送)	

1 2 事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新給食センター		基本・実施設計	建築・設備工事	試験運用	供用開始
旧岩屋小学校 (解体)		実施設計	解体工事		
旧給食センター (解体)				実施設計	解体工事